

戸籍制度に関する研究会第7回 議事要旨

- 1 日 時：平成27年5月28日（木）16：00～17：30
- 2 場 所：法務省民事局会議室
- 3 出席者：窪田座長，阿部委員，石井委員，磯谷委員，大橋委員，金崎委員，唐沢委員，神部委員，木村（敦）委員，木村（三）委員，高橋委員，辻委員，畑委員
- 4 概 要：法務省から，配付資料に関する説明を行った。引き続き，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘等がされた。

【資料7 1 番号制度（マイナンバー制度）の導入について】

- 第一読会の中で，一元化の利点については随分見えてきたと思うが，マイナンバーと紐付けするということの利点については，十分に見えてこないところであり，一方，第一読会の中でも解決しなかった問題として，戸籍には記載されているが，住民票には記載されていない場合の問題やセキュリティの問題もあるので，現時点で戸籍事務にマイナンバー制度を導入する方向でというのは，少し異論がある。
- マイナポータルでインターネットを通じて自分の情報を見ることができるということで，一面では利便性があるが，一方で，情報が漏れるというリスクもあるのではないか。例えば，（相手を）騙したりして，技術的にというよりは人間関係の中で情報を得て，それが漏れてしまうというのが考えられる。特にマイナンバーとリンクをするということになると，一般的な名前でも，氏名だけでは本人を特定できないような場合でも，マイナンバーの情報とともにインターネット上に漏れてしまった場合に，より被害が大きくなるのではないかと懸念している。
- マイナンバーのネットワークには，情報提供ネットワークシステムと呼ばれる各省が結ばれているネットワークがあるが，そのサーバ（中間サーバ）に何の情報を置くのかというのは，制度上明確に決められているわけではなく，連携できる情報は個別に法律で規定される。例えば，住民票の場合，法律上は住民票関係情報と規定されており，世帯情報だけを中間サーバに置いている。
世帯情報というのは世帯の変化とか世帯の構成の情報で，社会保障の手続に必要な情報である。要するに，家族は何人いるから，給付がこれだけになりますよというのが，この情報を中間サーバに置く前提となっている。マイナンバー制度は，社会保障の給付という観点から見たときに必要な情報を提供したいというコンセプトなので，住民票等の情報を全部中間サーバに置いているわけではない。
それから，中間サーバに何を置くかという問題と，それを一般国民に提供するかどうかというのは別の問題なので，後者の方は慎重に議論する方が良いのではないか。
- マイナポータルというのは，インターネットを通じて個人が見られるものの，現状のシステム構築上，マイナポータルの仕組み自体は閉じられたネットワークの中にあり，インターネット上で見られることでもって，閉じられた世界が

全部インターネット上に広がるという話ではない。

どこまで戸籍の情報を見せるかという点については、どこまで見せる必要があるか、どこまで見せるニーズがあるかという、まさに政策判断の部分があるので、そこは慎重に議論する必要がある。

- マイナンバーと紐付けをしても、極端な話、インターネットには全く接続せず、閉じたネットワークだけで官公庁の間でのみ使う、つまり、現在いる場所が本籍地と違っても、(官公庁で) 戸籍データは利用できるが、インターネットでは自己の戸籍情報にアクセスできないという選択もあり得るのではないか。
- どのくらいのリスクがあるのかというのは、最終的にはシステム検討WGの方でも検討いただかないとわからないところはあるが、この程度まで実際のニーズがあるのではないか、又はそこまでのニーズはないのではないかといった内容については、システム検討WGでは議論しにくい事柄であろうから、研究会の方で意見を述べた上で、その適否について、システム検討WGに検討してもらおうということで良いと思う。
- 戸籍の情報を中間サーバにセットするとなると、どうしてもデータを加工して置かなければならないので、おそらく、自治体側の手間なり、準備なりといった部分もある。マイナポータルで提供する情報の範囲については、行政サービスとしてどこまで対応するのかということと併せて検討していくことになるのではないか。
- 第一読会の中でのニーズに関する議論において中心になったのは、現在の住所地で本籍地の戸籍のデータがとれるということ、必ずしも夜中に戸籍謄本がとれるという話ではなかったと思う。その点も含めて、どの程度のニーズがあるのかということをし少し詰めていかなければいけない。調査・研究でニーズ自体を調査することも可能なのか。
 - ・ 具体的に戸籍がどういう形で使われているのかといったところも含めて調査の上、研究会の中で議論いただきたいと考えている。
- マイナンバーとつなぐということでのポイントは、研究会資料2の(2)にあるように、他の行政手続と連携して戸籍の情報が出ていくというところ。例えば、旅券の場合には新規発給に戸籍情報が必要であり、更新の場合も、身分変動があった場合には必要ということなので、マイナンバーと紐付けられれば、ワンストップサービスが充実し、便利になるということが言える。児童扶養手当の認定請求書にも同じようなことが言えると思うが、これらの手続は番号法の別表に個別に掲げて、義務付けをするということになるので、今の段階でも法令調査をして、戸籍が必要とされている行政手続が、ボリュームとしてどれくらいあるのか、1回見せていただければ、それがニーズにもなるし、イメージもしやすくなるのではないか。
 - ・ 法令上戸籍が必要とされている行政手続を抽出するという事は可能と思われるので、近いうちにお示し、整理していきたい。

【資料7 2 戸籍事務を処理するシステムの一元化（クラウド化）について】

- 現に副本のシステムも構築されているということで、セキュリティに関しては検討する必要があるものの、一元化については、おおむね、まとめられているとおりでよいのではないかと。特に、一元化ということで、国で責任をもって管理していくのがふさわしく、望ましいのではないかと。
- 戸籍の閉じられたネットワークの中で、マイナンバーとは別の番号を振れば、やりとりは可能となるのではないかと。そういう意味では、マイナンバーの導入による効果と一元化は別のものではないかと。
 - ・ マイナンバーと一元化が全て重なって一体というわけではないが、マイナンバーを導入するに当たってどこまで戸籍制度自体を便利にしていくかという意味では、有機的に関連するものと考えている。
- クラウド化、一元化すること自体にもセキュリティの問題は常に伴うわけであるから、クラウド化、一元化したデータとマイナンバーとを紐付けた場合のメリットは何か、あるいはリスクは何かという点を個別に意識して検討していく必要があるのではないかと。

【資料7 3 システムワーキンググループについて】

- 今まで、（政府では）マイナンバー制度本体に関するシステムの検討もされてきていることと思う。技術面では、戸籍システムにおけるマイナンバー制度の運用に関しても、かなり共通する部分があると思われるが、これらはどのような棲み分けとなるのか、
 - ・ マイナンバーのシステム自体は、現在構築中であり、平成29年1月から役所間の情報連携が開始される予定である。現在、構築中のシステムにおいて進めているセキュリティ対策やシステム構成などについては、こちらでの議論の参考にしていただけたらと思う。また、戸籍についてもマイナンバー制度を活用して情報連携するという事になれば、現在構築中のシステムを使うことも考えられるので、そういった議論もあり得るのではないかと。
- 研究会とシステム検討WGの関係について質問したい。システム検討WGは、研究会で議論されているような制度を実現するための技術面の検討を行うものであり、制度面の議論は、こちらの研究会で行うということで良いかと。
 - ・ 制度、システムともに関わる内容については、研究会、システム検討WGのそれぞれで議論することとなるが、大きな整理としてはそのとおりである。
- 資料7の4ページの3（2）ワーキンググループで検討すべき論点についての「①戸籍情報へのマイナンバー適用の範囲」については、システム検討WGだけで議論し、研究会では議論しないのか。
 - ・ 番号をどこまでつけるか、どういった情報をデータ化するかというのは、システム構築としても制度の設計としても、非常に重要な問題であろうと考えているので、この研究会でも議論していただかなければならないと考えている。その前提として、もし、過去の部分にまで遡って番号をつけなければならぬとすれば、どういったシステムを構築しなければならぬか、仮にデータ化するとすればどれくらいの費用がかかるのかという点については、研究会では議

論がしにくいのではないかと考えられるので、そういった点については、システム検討WG又は調査・研究で取り上げたいという趣旨で記載している。

- 市区町村等の閉じたデータベースの中でデータ化された戸籍情報に付番する際には、全ての情報に対して付番するということになり、また、マイナンバー制度を導入する場合に中間サーバに置く情報としては、戸籍情報のうち、一部の情報にする、全く情報を置かない、のようにいくつかのフェーズがあるという理解で正しいか。
 - ・ 住民票の例で説明すると、世帯情報に関しては全ての住民の世帯情報を同じように中間サーバに置いており、一部の住民の世帯情報を置いているのではないということになっていることから、例えば、住所と氏名だけなど、制度上必要な情報に限って中間サーバに置くという方法はあり得ると考えられる。
- 除籍についてであるが、マイナンバーに関しては、10月5日時点で住民票に記載されている住民にしか付番しないので、10月5日時点で亡くなっている方については、付番はされないことになっている。将来的に、付番された方が亡くなった場合に、記録として残るということは考えられるが、少なくとも現時点では、亡くなった方に付番することにはしていない。
 - ・ そのような例は、戸籍に記載されているが、海外にいて住民票に記載されていない方についても同様に当てはまり、制度的にマイナンバーが付されないこととされている部分に、法務省が独自に付番するのかどうかといった問題になる。
- システム検討WGでの検討課題としていくつかあげられているが、基本的な問題として、戸籍の編製の在り方を今後どのように考えていくべきかという点についても検討する必要があるのではないかと。すなわち戸籍は、夫婦と、氏を同じくする子どもという単位で編製されているが、マイナンバー制度を導入した場合に、その単位をどのようにして運用していくのかといった点について検討すべきと考える。
 - ・ 戸籍の単位に関しては、本籍の在り方の問題も含めて研究会で検討いただくべき問題と考えている。
- 第一読会で取り上げた事項については、①マイナンバー制度の導入と戸籍情報のクラウド化・一元化を行う点で必要不可欠な論点、②戸籍法の改正に伴う論点、③民法一般の実体法上の論点の3つに整理することができる。

3番目の論点については、この研究会に残された回数で最終的な結論を出すことは不可能であると考えているが、その他に議論しなければならない部分を整理した上で、残りの研究会をやっていきたい。
- 戸籍法について、マイナンバー制度の導入あるいは戸籍情報の一元化をどのように運用するかという議論については抵抗はないが、家制度を残した形で編製されている今の戸籍制度の在り方そのものを議論するのであれば、もっと時間がかかるし、また、もっと別の場で議論すべきではないか。前回の研究会で出ていた「新戸籍法」という言葉からイメージすると、根本的な制度の見直しまで行うように受け取れ、やや混乱しているところがある。

- 基本的には、実体法上の問題を全部取り上げるのは残りの研究会の回数からしても不可能だと思うし、適当ではないと考えている。戸籍の仕組みに関しても、戸籍に対する思い入れは人それぞれ様々であり、そんなに簡単な問題ではないことから、しっかりと時間をかけて扱う必要がある。それ以外にも、非常に丁寧に扱うべき問題に関しては、現行制度に変更を加えないほうが望ましいという判断もあり得ると考えている。これらを踏まえ、第一読会では扱ったが第二読会では審議対象としないといった整理とともに、次回以降どういう形で何を取り上げるのかを事務当局から示してもらい、検討を進めたい。

以 上